

新型コロナウイルスおよびインフルエンザの感染を防ぐために

年末年始は会食の機会が増え、人の移動も多くなる時期です。
感染リスクを避けて、会食や旅行などを楽しむために次のことに気をつけましょう。

会食の際に気をつけること

- ・会食の集まりは、少人数で短時間にししましょう。
- ・箸などの使い回しは避けましょう。
- ・大声を出さず、会話はできるだけ静かにししましょう。
- ・体調が悪いときは参加しないようにししましょう。



帰省や旅行の際に気をつけること

- ・移動先の状況を確認しましょう。
- ・移動先でもこまめな手洗い、マスク着用などの咳エチケットを心がけましょう。
- ・発熱や風邪の症状がある場合、移動を控えましょう。
- ・特に、高齢者等がいるご家庭に帰省する（してくる）場合は、体調の確認や十分な感染対策の徹底に努めましょう。

お問合せ 保健予防課 ☎32-1547

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援制度

※ 詳細は各連絡先へお問合せいただくか、HPをご覧ください。

固定資産税・都市計画税の軽減措置について

一定の事業収入の減少があった中小事業者等に対して、令和3年度に限り、償却資産や事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロに軽減します。

お問合せ 税務室資産税担当 ☎21-3231

☎<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020073100054/>

離職者等緊急雇用奨励補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、就労の場を失った方の再就職を支援するため、当該離職者等を雇用した事業者に奨励補助金を支給します。

対象 新型コロナウイルス感染症による影響で、令和2年1月24日以降に解雇等をされた方を雇い入れた、市内に事業所を有する事業者

補助金額

正規雇用労働者の雇い入れ：1人あたり30万円

短時間労働者の雇い入れ：1人あたり20万円

※ 1社上限5人まで（上限150万円）

お問合せ 雇用労政課 ☎21-3309

☎<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020100500024/>

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者の方へ

傷病手当金の支給申請

加入者の方が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われることにより連続した3日間を含む4日以上仕事を休み、給与の全部または一部を受けることができない場合、傷病手当金を支給します。

適用期間 令和2年1月1日～12月31日

お問合せ

▷国民健康保険＝国保年金課資格担当 ☎21-3145

▷後期高齢者医療制度＝国保年金課高齢者医療担当

☎21-3184

放課後児童クラブ・保育所等従事者慰労金

令和2年2月22日～5月31日までの間、市内の放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、認定こども園または認可外保育施設において、子どもや保護者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務に延べ10日間以上従事していた方に対し、1人あたり5万円の慰労金を支給しています。

申請期限 令和2年12月28日(月)必着

お問合せ

▷放課後児童クラブ＝次世代育成課 ☎32-1527

▷それ以外の施設＝子どもサービス課 ☎21-3935

☎<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020081100077/>

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入で、前年から3割以上の収入減少が見込まれる場合、申請により保険料が減免となる場合があります。（前年合計所得に一定の上限あり）

※ お問合せの際は、保険証と、昨年確定申告書の控えなど収入がわかる書類をお手元にご用意ください。

お問合せ

■国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

国保年金課減免専用ダイヤル ☎84-5670

平日 午前8時45分～午後5時半

☎<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020060100098/>（国保）

☎<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020070700097/>（後期高齢）

■介護保険料

介護保険課減免専用ダイヤル ☎83-7022

平日 午前8時45分～午後5時半

☎<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020070800124/>